

給湯器の点検にご注意ください！



〈相談事例1〉

高齢の両親宅に業者が「給湯器の点検をしたい」と来訪した。その際、給湯器交換を勧められ、20万円で契約した。工事後に40万円を請求され、支払ったそうだ。工事代が増額した理由は不明だが、高額すぎるので何とかならないか。

(60歳代 女性)

〈相談事例2〉

自宅に「点検に伺います」と電話があったので、ガス会社のガス器具の点検と思いを承した。点検当日は高齢の家族が対応し、業者から「給湯器をすぐに交換しないと危ない」と買い替えを急かされたが、その日は契約せず再来訪を依頼。その後、業者に電話をしてもつながらなかったため、ガス会社に問い合わせしてみたところ、ガス会社とは無関係の業者と判明し不審に思った。対処法は。(70歳代 女性)

〈アドバイス〉

- 点検を口実に訪問し、消費者の不安をあおるなどして新たに製品を購入させる手口です。安易に点検に応じないようにしましょう。
- 点検後に製品の購入を勧められても、その場ですぐに契約しないようにしましょう。不安な場合、本当に交換が必要か契約先のガス事業者やメーカー等に相談しましょう。
- 購入する場合は、複数社から見積もりを取ることが大切です。
- 契約してしまっても、クーリング・オフができる場合があります。



困ったときは消費生活センターへご相談を

消費者ホットライン(局番なし) **☎188**

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。) ※通話料はすべて有料です

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた 7F】 **☎861-0999**

重要なお知らせ

**令和8年4月から、小倉北・小倉南・八幡西相談窓口
消費生活相談員(職員)は常駐していません。**

ほとんどの消費生活に関するご相談は電話で対応できます。

ご相談は、まず北九州市立消費生活センター(戸畑)(861-0999)までお電話ください。事前相談のうえ、来所の必要がある場合は、ご予約のうえ区の相談窓口にご相談員を派遣します。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。



まもりん



みもりん